

平成29年度

国立大学法人山口大学物品・役務等契約監視委員会議事概要

1. 開催日時 平成29年9月22日(金) 14:00~17:00
2. 場所 国立大学法人山口大学事務局2号館4階第2会議室
3. 出席委員 ○委員長 土谷和義(監事)
○委員 三石恭子(監事)
藤部秀則(経営協議会学外委員)
4. 審議対象期間 平成28年4月~平成29年3月
5. 審議対象案件 11件
・一般競争入札 5件
・随意契約 6件

6. ヒアリングの内容等

審議にあたり委員長より審議対象部署に対して委員会開催の趣旨・目的、審議にあたっての留意事項を説明。

意見・質問等	回答
<p>【1. 液体窒素冷却型CCD検出器 (随意契約)</p> <p>・取扱要項では、随意契約であつてもなるべく2者以上のものから見積合わせをすることになっていますが、実施されましたか。</p> <p>・公正性、透明性は直接販売証明書で確保しているということですか。</p>	<p>(工学部会計課)</p> <p>・随意契約は複数者から見積書を徴取するよう求められていますが、今回の案件は、(株)日本ローパーから「直接販売証明書」が提出されたので、1者見積となりました。</p> <p>・他大学の実績も考慮して確保しています。</p>

意見・質問等	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格の妥当性はどうですか。 ・ 参考見積書を徴取する相手先については、どのように判断していますか。 ・ 随意契約理由書は不要ですか。 ・ 少額随契（500万円を超えない）であっても規則第何条第何号を適用した旨を契約決議書に付記する必要はありませんか。 ・ 本契約のように、契約価格が500万円ギリギリのようなケースは、意図的にとも取られかねないので、公正性、価格の妥当性をきちんと記録に残すことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他大学等の納入実績を調査し、見積書の値引率は妥当であると判断しました。 ・ 既存設備が(株)日本ローパー社製品であったため、同社からの1者見積りとなりました。なお、準備段階では、日頃取引のある理化学器械販売店数社に声を掛けましたが、取扱いが難しいとの回答でした。 ・ 500万円を超えない契約であれば、事前に財務部長に理由書を提出することは不要です。 ・ 決議書の契約種別で随意契約と表記しています。現行ルールでは適用条項の付記までは求めていませんが、取扱いについては検討します。
<p>【2. デジタルファブリケーションシステム 一式】 （一般競争入札）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札の理由について分析をしていますか。 	<p>（工学部会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明会には2者参加しました。応札のなかった業者に理由を確認したところ、納期が厳しかったので入札に参加しなかった旨の回答を得ています。

意見・質問等	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・納期が厳しかったという回答に対してコメントはありますか。 ・原則、納入期間を90日以上確保することについては何かルールがあるのですか。 ・仕様書に問題はなかったとの理解でよいでしょうか。 ・このシステムは既製品ですか、受注品ですか。 ・他大学の納入実績もありますか。 ・予定価格はどのように算出したのですか。 ・本件のように一者応札改善のために聞き取り等を行い調査した場合に、理由等記録に残していますか。 ・入札が適切に実施されたことを確認するような審査会はないのですか。 例えば、最低価格を下回った入札を審査するのと同じように、一者応札を審査する場があってもいいのではないかと考えますが、いかがですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様決定後、決められた公告期間を確保した上で、年度末までの納品が求められることから最大限の納期を確保して調達スケジュールを立てました。 ・学内規程「物品調達契約に係る仕様書作成等について」にあります。 ・業者から仕様が難しかったとは聞いていません。 ・既製品です。 ・あります。 ・他大学で納入実績のある同一メーカー製品の値引率を参考にしました。 ・辞退の理由についてはメモを残しています。 ・現在はありませんが、検討します。

意見・質問等	回 答
<p>【3. 常盤地区で使用する電気】 (随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の理由で「時価に比べて著しく有利な価格で契約することができる」とありますが、この場合の時価とは何ですか。 ・ 価格の妥当性は、中国電力からの提案書で確認をしていることになるのですか。 ・ 他の電力事業者にヒアリングされていますが、吉田地区の契約相手先がないのはなぜですか。 ・ 電力自由化以前も中国電力と契約をしていたのですか。 ・ 地区ごとに分けて、大学1本で契約はできないのでしょうか。 負荷率が高いことが問題となるのでしょうか。 ・ 各地区使用方法が違うので、分けて契約をすることの合理性の説明が必要になります。また、一般競争契約を検討し続ける姿勢が大事だと考えます。 ・ 今後とも学内の連携を図りながら対応願いたい。 	<p>(工学部会計課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争を実施したときに、現契約業者より提案される業務用料金プランです。 ・ そうです。 ・ ある一定規模の事業所で、中国地区で対応できる事業所から何件か抽出してヒアリングを行いましたが、意図的に外したものではありません。 ・ 3地区とも中国電力と別々に契約していました。 ・ 応札可能な業者があればできないことはないと思いますが、各地区の負荷率の違いにより、一本で契約すると価格面で不利になることから、分けて契約しています。

意見・質問等	回 答
<p>【4. 汎用超音波画像診断装置一式】</p> <p>（一般競争入札）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割賦契約を選定された理由は何ですか。 ・ 今回、割賦契約を行うことを決定したのは誰ですか。 ・ 割賦払いの回数はどうにきめていますか。 ・ 割賦の事例は多いのですか。 ・ 購入かリースかを定めるルールはありますか。 ・ 一般的に物品の購入とリース料は分けて交渉をすることが多いようですが、大学は込みで予定価格を算出して契約をしています。その際、リース料の価格競争は行われているのでしょうか。 	<p>（医学部経営管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院収支の状況を見ながら判断したものです。 ・ 全診療科に跨がるような大きな機器は病院内会議でどのような契約にするのかを決めて、仕様を決定するときに決裁を取っています。 今回の案件は100万円以上のため、（病院内）ルールに則り病院長が決裁しました。 ・ 基本的には機器の法定耐用年数に合わせますが、予算との兼ね合いで決める場合もあります。 ・ 最近多くなっています。 ・ ルールはありませんが、諸状況等を勘案して決めています。 ・ 物品と金利の競争を分けて契約をするのか、物品に含めてリース会社と契約をするのかは各大学の契約のやり方で違ってきます。 分けて競争するやり方がルールに抵触しないか等確認しているところです。 今回の件は、複数の者が入札に参加していますので、価格競争は行われていると思います。

意見・質問等	回 答
<p>【 5. X線管球 MEGALIX CatPlus 125/20/40/80-122GW】</p> <p>(随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約理由書には、この業者であることが望ましいとありますが、理由として適切ですか。 ・ キーワードが「緊急」なら、いかに緊急を要するかとすることを明確に伝える必要がありますね。 ・ 随意契約は一般競争に比べてどのくらい期間が短くなるのでしょうか。 ・ できるだけ早く調達することは病院としてのリスク管理ですが、今回の業者であれば納期が早くなるのですか。 ・ 保守契約に管球まで含めることはどうですか。手続きを踏む必要がなくなるのではないですか。 ・ 随意契約の理由として、契約事務取扱要項第35条第14号を適用されていますが、「緊急」であれば、財務会計規則第31条第1項第2号の適用のみで良いのではないですか。 規則の整理も必要だと考えます。 	<p>(医学部経営管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他にも取り扱える業者がありますが、緊急に対応する必要があるため、この表現にしました。 ・ 約1ヶ月です。 随意契約にすることで、発注するまでの段階を出来るだけ短くしたいと考えています。 ・ 現在保守業務を締結している業者はスケールメリットを活かした契約相手であり、基本的には一番早く物を入手することができると判断しています。 ・ 含めても納期は変わらないと思います。管球はいつ切れるのか分からないので、保守契約に入れると割高になります。

意見・質問等	回 答
<p>【 6. 医学部附属病院診療録センター業務 一式】</p> <p>（一般競争入札）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札となった理由についてどのように分析していますか。 ・ 参加条件が厳しすぎるということではないですか。 ・ そうすると、この契約については今後も一者応札になるのですか。 ・ 契約業者の業務の履行状況はいかがでしょうか。 ・ 履行状況をしっかり点検して、雇用した方が良い部分と委託した方が良い部分の検討を続けることが必要だと思います。 	<p>（医学部経営管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明会には応札業者以外にもう1者出席していますが、人員の確保が出来なかったのが応札しなかったとの理由を聞いています。 ・ 他病院でも求めている基準です。病院収入に結びつく部分でもあるので条件を緩めるのは難しいです。 ・ 県内、近隣に業者はあるので、人員の確保ができれば応札できると思います。 ・ 長年やっているので信頼はあります。 ・ 入院業務に関しては直接雇用とした実績もありますので、引き続きの検討は必要だと考えます。
<p>【 7. 酸素濃縮器等の賃貸借】</p> <p>（随意契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで、一般競争していたものを、今回随意契約にされた理由は何ですか。 ・ 前回は一者応札でしたが、それまでも一者応札が続いたのですか。 	<p>（医学部経営管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、唯一の代理店である旨の代理店証明書が提出されたので随意契約としました。 ・ 何回か続いています。

意見・質問等	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約理由書に24時間体制の対応ができる唯一の代理店であるとありますが、代理店証明書にはその旨の記載がありませんが。 ・ 随意契約の理由として財務会計規則第31条第1項第1号を適用するのは適切ですか。 ・ 価格の妥当性は他大学を調査しているのでしょうか。 ・ 一者応札が何年も続くようなケースについて、どう対応するのかを検討する必要があると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間体制のことではなく、唯一の取扱店である旨を指しています。 ・ 契約の内容からみて、競争を許さない場合に該当すると判断しました。 ・ はい、確認しています。
<p>【 8 . 経鼻的持続陽圧呼吸療法装置等の賃貸借】</p> <p>(一般競争入札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札となった理由について、どのように分析していますか。 ・ 入札説明書の受領も1者だけですが、この案件で一者応札の改善は難しいですか。 ・ 納入実績で参考にしている大学は随意契約を行っていますが。 	<p>(医学部経営管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回はメーカーが応札しましたので、販売店からの応札はありませんでした。 ・ はい。 ・ 他大学でも随意契約の契約実績があるので確認しましたが、「排他性」としか回答を得ることが出来ませんでした。

意見・質問等	回 答
<p>・一者応札を長期間続けることについては検討が必要と考えます。</p> <p>【9. 臨床検査 血液疾患染色体検査】 （随意契約）</p> <p>・複数の医師や検査部長からの要望にもとづいた随意契約の理由として、契約事務取扱要項第35条第14号を適用することは適切ですか。</p> <p>・随意契約理由書だけでなく、要望書も添えられると説得力がありますが、要望書が提出される例はよくあるのですか。</p> <p>・この検査ができる業者は珍しい業者ではないと思われませんが。</p> <p>・この業者を選定する理由は、教員からデータの継続性が求められているからですか。</p> <p>・財務会計規則第31条第1項に当てはめることはできませんか。</p>	<p>（医学部経営管理課）</p> <p>・他に該当する条項がないので、やむを得ず適用しました。</p> <p>・意見はもらっています。</p> <p>・はい。ただし、業者によってやり方が違います。</p> <p>・研究論文を書く際に使用するデータは正確性と継続性が求められるので、途中で業者が変更になると研究・診療に支障が出ます。</p> <p>・現状の規則の解釈からすると要項第35条第14号になってしまいます。 実態に合うように規則等の見直し等を検討する必要があると考えます。</p>

意見・質問等	回 答
<p>【10. 電子計算機システム 一式】 (一般競争入札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム概要について ・システムだから総合評価になるのですか。 ・結果的に1者しか応札がなかったの で、総合評価のメリットは活かされ なかったということですか。 ・一者応札になった理由を分析され ていますか。 ・効率的かどうかは議論がありますが、 分けられない契約ではないという ことですか。 ・契約を分ければ、それぞれ応札が ある可能性はありますか。 ・一括契約した効果はありましたか。 	<p>(財務部契約課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電子計算機システム」と「教育用計算機シ ステム」を経費面・事務手続き面から一括して電子 計算機システムとして契約しています。 ・コンピュータ製品及びサービスに該当するから です。 ・はい。 ・入札説明会には9者参加、うち7者は仕様を満 たさない(図書館システムのコスト面、蓄積デー タ移行等)から辞退しています。残り1者は応札 予定でしたが、会社事情により応札直前に辞退。 1者しか出来ない仕様ではなかったと判断してい ます。 ・はい。 ・分けて契約すると図書館システムの金額が上 がる可能性もあります。 ・価格面で、効果はありました。

意見・質問等	回 答
<p>・分割して競争性を確保するのか、一括して契約をするのか、どちらを選択するかは難しい問題。 一者応札について、合理的に説明ができるようにしておくことが必要。</p> <p>・リース契約を選択した根拠は何ですか。</p> <p>・リース期間（５年）は根拠があるのですか。</p> <p>・機器の価格競争とリース料の競争を別々に実施した方がもっと安くなるのではないですか。</p> <p>・技術審査は何点以上で合格となるのですか。</p>	<p>・予算との兼ね合いで部局で判断しました。</p> <p>・電子計算機（サーバ・パソコン）の耐用年数が４～５年なのでその期間になっています。</p> <p>・現状は機器を持っているメーカーがリース会社を決めています。</p> <p>・技術審査は本学の仕様を満たしているかどうかを客観的に判断します。仕様を全て満たしていれば、基礎点が満点で合格となります。</p>
<p>【 1 1 . 放射線治療システム保守一式】 （随意契約）</p> <p>・他大学では一般競争入札を実施しているところもありますが、状況の違い等を確認していますか。</p> <p>・随意契約理由書では「緊急時の対応が必要で、その体制が整っているのはこの業者だけ」というところがポイントになりますか。</p>	<p>（財務部契約課）</p> <p>・他大学ではメーカーが応札してるところがあるようですが、保守は本学と同一業者が実施しています。</p> <p>・実際にはこの業者しか取り扱えないことを確認しています。</p>

意見・質問等	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者が見ても、この業者しか対応できない根拠があれば、契約事務取扱要項第35条第14号適用でなく、財務会計規則第31条第1項第1号を使えばすっきりする。 ・ 代理店証明書は販売とあるが、保守も含まれているということですか。 ・ 本システムの購入契約はどうでしたか。 ・ 複数年契約をすることはないので 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守には部品供給もあるので、含まれています。 ・ 政府調達で平成28年1月に納入しました。納入後1年は無料保証期間があり、保証が切れるので保守契約を行いました。 ・ 予算の範囲内で対応することになるので部局の判断になります。

7. 委員会による意見の具申，提言の内容

特に問題のある契約はなく適切に処理が行われているが，契約業務の更なる適正化が図られるよう以下のとおり意見を具申するので検討のうえ対応をお願いしたい。

①随意契約理由の適用について，法人化前の規則等を引用しているので，時代に合った合理的なものに整理する時期が来ている。規則等の見直しにより，適切な運用と契約事務の効率化に繋げて頂きたい。

②一者応札となった事例については，その理由や対応策を記録に残すことや，それらを確実に検証することが，公正な業務の推進と適切な説明責任の確保に繋がるので検討して頂きたい。

③一者応札の改善について，長期にわたり実質的に競争性がない場合は，合理性，効率性の観点から競争契約に拘らないことも検討されてはいかがですか。

④昨年度の意見に対し改善等できるものから取り組んでいることについては，評価したい。引き続き検討を行う事項についても公平性・透明性そして競争性確保の観点から今後とも積極的に取り組んで頂きたい。